

平成22年度  
長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会  
検討結果報告書

平成22年12月

長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	中之島地域のコミュニティ組織の状況について	2
	(1) 町内会組織	
	(2) 中之島公民館分館組織	
	(3) その他の主なコミュニティ組織	
3	中之島地域のコミュニティ施設の状況について	3
	(1) 町内会単位の集会所	
	(2) 文化センター、公民館	
	(3) その他施設	
	(4) 学校施設	
4	中之島地域コミュニティ組織及び施設の分析について	5
	(1) コミュニティ組織及び施設の評価できる点	
	(2) コミュニティ組織及び施設の改善が必要と思われる点	
5	今後、期待される中之島地域コミュニティの方向性	6
	(1) 推進協議会組織化の推進	
	(2) 地域住民のニーズに応えられる施設化の推進	
6	おわりに	8
	付属資料	9
	(1) 長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会の検討経過	9
	(2) 長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会設置要綱	10

## 1 はじめに

長岡市中之島地域は、明治 22 年(1,899 年)4 月 1 日、町村制の施行に伴い、旧中之島村の区域においても村の分合が行われ、中之島村、神通村、中通村、中野村、中条村、信条村、三沼村、西所村の 8 カ村にまとめられた。さらに、明治 34 年(1,901 年)11 月 1 日、町村の大廃合が行われ、これら 8 カ村合併が実現し、中之島村となった。昭和 61 年(1,986 年)10 月 1 日町制施行し中之島町となり、平成 17 年(2,005 年)4 月 1 日長岡市へ編入合併し、現在の長岡市中之島地域となっています。

そこで、将来の中之島地域におけるコミュニティ組織及びコミュニティセンターの設置、運営の検討をするため、平成 21 年度に長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会設置要綱を制定し、長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会を設置し話し合いを進めてきました。

この検討委員会設置の背景として、長岡市では「生涯学習」を根底に据え、その生涯学習を通して住民の地域活動への参加を促し、地域の豊かな人間形成や地域意識の向上を地区単位で行うことにより、「自分たちでできることは自分たちで行う」という「地方自治」の浸透・定着を目指していることがあります。

また、市民と行政の協働によるコミュニティ活動を平成 16 年 4 月から旧長岡市 31 地区の全てで、地域施設(地区公民館、児童館、地区福祉センター等)をコミュニティセンターとして統合され、各地域のコミュニティ活動の中心になっていることから、中之島地域においてもコミュニティセンター化を望む声があることが背景にあります。

そうしたことから、なかのしまコミュニティ検討委員会 15 名の委員から、平成 21 年度と 22 年度の 2 カ年間、今後の中之島地域のコミュニティの基本的方向性について慎重審議してきました。

平成 21 年度の検討委員会では、中之島地域のコミュニティについての状況確認、先進地視察、今後の中之島地域のコミュニティ組織規模等の方向性について検討を行いました。

また、平成 22 年度の検討委員会では、コミュニティ組織体制等の具体的検討を行い、当報告書に関する中之島地域における基本的コミュニティの方向性の検討を行いました。

中之島地域は、旧中之島村小学校単位に 8 つの公民館分館が設置され、各分館では特色ある公民館活動が活発に行われ、地域民総出の大運動会、高齢者を敬う敬老会、夏祭り等のイベントを開催し、中之島地域のコミュニティ活動の中心的存在となっています。

本報告書には、2 年間にわたり中之島地域のコミュニティを検討してきた結果について、中之島地域に求められる今後のコミュニティ組織・施設の将来像についてまとめています。

この審議した報告書が今後の中之島地域のコミュニティ組織、施設の考え方の基本となることを願っています。

## 2 中之島地域のコミュニティ組織の状況について

### (1) 町内会組織

中之島地域には66町内会があり、最も基礎的なコミュニティ組織として各町内会組織は活発に活動している。活動の中心は、単位町内会所有のふれあいセンターや公会堂をコミュニティ活動の場として、神社祭礼、自主防災活動、町内会活動整備、住民親睦会、サークル活動等で会員相互の親睦と融和を深めている。

また、歴史的に結びつきの深い旧8小学校区単位の町内会は、連合町内会組織として、自主防災組織、地区消防団などを組織し地域の災害防止活動を行っている。

### (2) 中之島公民館分館組織

旧中之島村8小学校区単位の、中之島公民館分館組織があり、中之島地域全町内会が8地区別の分館組織に加入し、大運動会、敬老会、夏祭り等のコミュニティ活動を自主的に行っており、中之島地域の最も特色ある中心的コミュニティ組織となっている。

	公民館・分館名	対象地区	人口	世帯数
1	中之島公民館	支所内全域 66 町内会	12,473 人	3,395 世帯
2	中之島公民館中之島分館	中之島地区内 14 町内会	3,683 人	1,127 世帯
3	中之島公民館上通分館	上通地区内 13 町内会	2,777 人	848 世帯
4	中之島公民館中通分館	中通地区内 11 町内会	951 人	221 世帯
5	中之島公民館中野分館	中野地区内 10 町内会	1,407 人	334 世帯
6	中之島公民館中条分館	中条地区内 6 町内会	1,221 人	296 世帯
7	中之島公民館信条分館	信条地区内 7 町内会	1,496 人	369 世帯
8	中之島公民館西所分館	西所地区内 3 町内会	535 人	117 世帯
9	中之島公民館三沼分館	三沼地区内 2 町内会	403 人	83 世帯

平成 22 年 10 月 1 日の現在住民基本台帳人口及び世帯数

### (3) その他の主なコミュニティ組織

中之島地区社会福祉協議会

老人クラブ中之島支部

中之島地域小・中学校 P T A 組織

中之島地域子ども会育成会連絡協議会

食生活改善推進委員会

中之島地区体育協会

中之島芸能協会

中之島地域環境美化推進組織  
各種体育・文化等サークル活動団体

### 3 中之島地域のコミュニティ施設の状況について

#### (1) 町内会単位の集会所

中之島地域66町内会の中で大部分の町内会でふれあいセンター等の集会所があり、町内会単位の地域のふれあい、集会の場として活用している。なお、単独で集会所のない町内会、共有する集会所のある町内会は次のとおりです。

単独で集会所のない町内会(共有する集会所もない町内会)  
幸南、関根、宮内下村 (3町内会)

共有する集会所のある町内会  
藤山、みずほ、中之島第1～5、中之島第7(8町内会)[中之島地区自治会館]  
中興野第1～第5(5町内会)[中興野公民館]  
福原、末宝、宮内丁、狐興野(4町内会)[中野西部集落開発センター]  
中条第1～中条宮村(5町内会)[中条大字事務所](単独の集会所も有)  
真野代新田～中条新田(4町内会)[中条新田大字事務所](単独の集会所も有)

#### (2) 文化センター、公民館

	施設名	設置年	地域名(住所)	主な施設内容
1	中之島文化センター (鉄筋コンクリート2階建)	H7年	中之島地区(中之島)	文化ホール、図書館、多目的ホール、視聴覚室、和室、茶室、ロビー、ホワイエ
2	中之島公民館 (鉄筋コンクリート2階建)	H3年	"	会議室、研修室、調理室、多目的ホール、健康相談室
3	中之島公民館第1分館 (木造等2階建)	S46年	"	大広間、視聴覚室、講座室、講堂(水害被害有)
4	中之島公民館第2分館 (木造2階建)	S60年	"	和室(旧中之島小学校校舎)
5	上通分館(木造平屋建) (増築分)	S46年 H8年	上通地区(灰島新田)	和室
6	中通分館(木造平屋建) (増築分)	S54年 H14年	中通地区(横山)	和室、旧中通小学校体育館・グラウンド
7	中野分館(木造平屋建)	H2年	中野地区(中野中)	和室、旧中野小学校グラウンド

8	中条分館(木造2階建)	S55年	中条地区(中之島中条)	和室
9	信条分館(木造平屋建)	S49年	信条地区(中条新田)	和室
10	西所分館(木造平屋建) (増築分)	S48年 H5年	西所地区(西高山新田)	和室、旧西所小学校体育館・グラウンド
11	三沼分館(木造平屋建) (増築分)	S48年 H5年	三沼地区(赤沼)	和室、旧三沼小学校体育館・グラウンド

中之島公民館、中之島公民館第1分館、中之島公民館8分館(中之島、上通、中通、中野、中条、信条、西所、三沼分館)があり、それぞれ和室の大広間や中通・西所・三沼の3分館では旧小学校の体育館を併設し、中通・中野・西所・三沼の4分館は旧小学校のグラウンドもある。

これらは、小学校の統廃合により旧小学校が廃校となり、地域活性化のため中之島公民館8分館として設置されている。また、現在の中之島公民館は旧中之島農村環境改善センターから平成19年4月に中之島公民館として公民館活動の拠点として活用している。

中之島文化センターでは大ホール、ロビー、図書館、多目的ホール、視聴覚室、和室2がある。公民館、文化センターとも地域コミュニティ活動のメイン会場として、また、生涯学習を実践する場として活用している。

また、中之島文化センターは平成20年4月から指定管理者(株)NKSコーポレーション長岡支店が管理運営している。(5年契約)

### (3) その他施設

老人憩いの家「はすはな荘」(大口)、「刈谷田荘」(中之島)、「日枝の里」(中条)  
「さくらの家」(中条新田)

ディサービスセンター サンパルコなかのしま(中野中)

子育て支援施設 みずほ児童館(中野西) 中条児童館(中之島中条)

学童保育施設 上通児童クラブ(上通小) 中之島中央児童クラブ(中央小)

体育施設 中之島北体育館(中之島中条)、中之島体育館(中之島、平成22年度本体工事着手・平成23年度秋完成予定。延床面積2,950㎡、アリーナ、多目的ホール、トレーニングルーム、120mランニング走路有り)

### (4) 学校施設

体育館等の学校施設開放により、運動会、敬老会等の大規模集会に活用している。

中之島中央小学校(鶴ヶ曽根、昭和53年建築)

上通小学校(灰島新田、昭和59年建築)

信条小学校(中条新田、昭和55年建築)

中之島中学校(中野東、平成4年建築)

#### 4 中之島地域コミュニティ組織及び施設の分析について

##### (1) コミュニティ組織及び施設の評価できる点

###### ソフト(組織)面において

- ・ 旧 8 ケ村単位の町内会連合組織が基礎的コミュニティ組織となり活発に活動している。
- ・ 中之島地域のコミュニティ活動の中心となっている中之島公民館 8 分館組織が、各地区コミュニティ活動の中心基盤組織となっている。
- ・ 地域特色あるイベント（中之島夏まつり、産業祭、生涯学習フェスティバル等）が行政と各組織団体がうまく連携し実施している。

###### ハード(施設)面において

- ・ 生涯学習施設「中之島文化センター」(H7 年建築)が整備され、地域住民の文化教養・生涯学習活動に役立っている。
- ・ 多目的ホール、調理室等を備えた「中之島公民館(旧農村環境改善センター)」(H3 年建築)が整備され、行政と社会登録団体等が活発に利用し利用率も高い。
- ・ 社会体育活動の核となる「中之島北体育館」、そして「中之島体育館(平成 22 年～23 年建築中)」が整備されることにより、地域コミュニティ活動と今後の中之島地域の防災活動・避難活動の拠点となる。
- ・ 旧 8 ケ村単位の公民館 8 分館が整備され、分館事業・連合会事業に利活用され、地域コミュニティの主要施設となっている。
- ・ 老人憩いの家(はすはな荘、刈谷田荘、日枝の里、さくらの家)が整備され、高齢者のふれ合い活動が盛んである。
- ・ 子育て支援施設(みずほ児童館・中条児童館)、学童保育施設(中之島中央児童クラブ・上通児童クラブ)が整備され、子育て支援に役立っている。
- ・ 大部分の町内会ごとに、ふれあいセンター等が整備充実し町内会会議、親睦活動に役立っている。

## (2) コミュニティ組織及び施設の改善が必要と思われる点

### ソフト(組織)面において

- ・ 連合町内会、各団体とも単独の活動が主体であり、連合町内会や各団体の横の連携をとる組織がなく、共同性のある活動がないこと。
- ・ 行政主導の社会教育事業は、住民主体の地域のニーズを反映した事業活動が少ないこと。
- ・ 各団体ともに、役員の高齢化や行事活動のマンネリ化傾向があること。
- ・ 地域特色あるイベント（中之島夏まつり、産業祭等）がやや行政主導となり、住民主体でのイベントへの移行が必要。

### ハード(施設)面において

- ・ 公民館分館施設はかなり老朽化が進み、住民ニーズに応えた機能はなく、無人施設でもあり利用頻度が低いこと。
- ・ 中之島文化センターと中之島北体育館は、旧中学校跡地利用の形態をとり、施設が南北に離れており利便性が悪い。
- ・ 中之島中央小学校、中之島中学校の統合経緯のある両校は、町の中心地や住宅から相当離れ、社会教育活動、避難場所には利便性が悪い。
- ・ 中之島中心地区にコミュニティ施設が集中し、上通地区は人口規模に比較して集会施設が公民館上通分館施設しかない。
- ・ 中野地区及び中条地区以外には、気軽に子どもが集え学び遊べる児童館がない。特に上通地区は児童館・集会施設の設置要望が高い。

## 5 今後、期待される中之島地域コミュニティの方向性

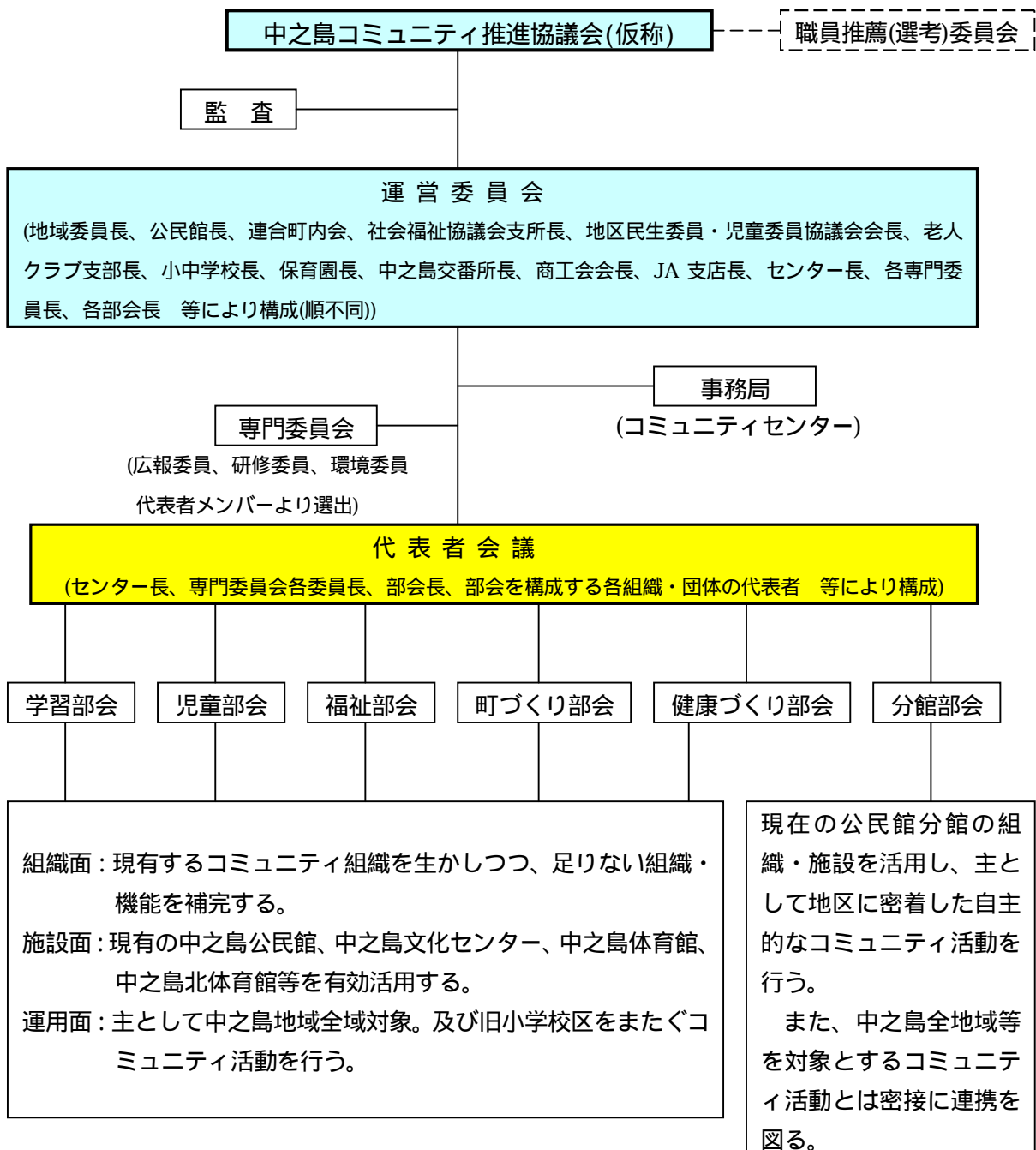
### (1) 推進協議会組織化の推進

- ・ 歴史的つながりのある「町内会連合組織」と中之島地域のコミュニティ活動の中心となっている「中之島公民館分館組織」を活かし、老人クラブ、子ども会、サークル活動団体、小中学校PTA等、各種団体の横の連携を図る推進協議会的組織化の推進。



- ・ 現在の8連合の各組織を2分割や現小学校区単位の3分割に分断することなく、一本化し今後の中之島地域全体を考えた組織化の推進。
- ・ 長岡地域で進められているコミュニティの組織化・施設化の流れを参考にし、中之島地域独自に住民主体の組織化の推進。委員から中之島地域のコミュニティ組織の在り方について一案の提案があり、今後の組織化のモデルとして十分な検討が望まれます。

委員からの組織提案図



## (2) 地域住民のニーズに応えられる施設化の推進

- ・ 現有する各施設を有効活用することを基本として、より地域に密着し、地域住民のニーズに応えられる施設化の推進。不足する機能があれば、必要に応じて増築、改築を推進する。
- ・ 中之島地域のほぼ中心にあり、調理室、多目的ホール等を備え、長岡地域コミュニティセンター的な施設としての「中之島公民館」、生涯学習施設として多機能でより高度な文化施設である「中之島文化センター」(文化ホール、地域図書館含む)両施設の有効活用の推進と、中之島コミュニティセンターとして位置付けの検討の推進。
- ・ 連合町内会及び公民館分館活動の拠点となっている分館施設の今後の整備の在り方(老朽化した分館体育館等)、また、地区から要望のある児童館、児童クラブ、集会施設の設置の検討を図る。とりわけ、上通地区から設置要望の強い児童館・集会施設の設置の推進が緊急課題。
- ・ 南北に長い中之島の地域性から、中心 1 箇所のコミュニティ施設だけでは端々の地区は片道 6 キロ以上離れており、高齢者、子ども達が気軽に立ち寄れる距離でなく、また、災害時緊急時に歩いて集える距離でないため、将来、上通小学校区及び信条小学校区単位に中之島コミュニティセンター分館の設置検討が望まれる。
- ・ 中之島地域の今後の施設の在り方として、現在の公民館 8 分館施設は極力修理存続させる。将来、コミュニティセンターは中央に 1 カ所、上通・信条地区にコミュニティセンター分館としての位置付けを図り、住民ニーズに合った施設整備を推進する。

## 6 おわりに

中之島地域のコミュニティは、旧中之島村 8 ケ村単位の連合町内会及び公民館分館が基盤となって地域活動を積極的に行っており、今後もこの体制を継続し、地域力向上のためコミュニティ活動を行っていくことが大切です。

将来にわたり行政と住民の協働の体制を維持・発展させる視点からも、地域の課題の整理と具体的実践活動、そして、地域のリーダーの育成がかかせません。今後の推進協議会の組織化を推進するうえでも大切なことと考えられます。

当コミュニティ検討委員会のまとめた報告事項の活用により、中之島地域に新しいコミュニティ組織体制が整備され、今後の新しいコミュニティセンター組織・施設が中之島地域の拠り所になることを多くの委員が期待しています。

付属資料

(1) 長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会の検討経過  
平成 21 年度

会議名	年月日・会場	主な議題等	参加者等
なかのしま コミュニティ検討委員 会	平成 21 年 10 月 27 日 午後 7 時～9 時 (会場 中之島公民館)	委嘱状の交付 正副委員長の互選について 中之島地域のコミュニティ組織・施設に ついて 今後のコミュニティ組織運営活動等に ついて	委員、市民活動推 進課課長・係長、 支所長、地域振興 課職員 23 人
	平成 22 年 2 月 4 日 午後 7 時～9 時 (会場 中之島公民館)	中之島地域のコミュニティ組織・施設の 具体的検討について 平成 22 年度コミュニティ検討委員会に ついて	委員、市民活動推 進課係長、支所 長、地域振興課 職員 20 人
	平成 22 年 3 月 13 日 午前 9 時 20 分～ 午後 12 時 10 分	先進地視察研修会 長岡市四郎丸コミュニティセンター 長岡市黒条コミュニティセンター	委員、支所長、地 域振興課 職員 17 人

1) 平成 21 年度に協議した主な内容

- ・ 中之島地域現在のコミュニティ組織・施設の状況確認について
- ・ 今後の中之島地域コミュニティ組織規模等の方向性について

現在の公民館分館単位、小学校区単位、支所単位等でのコミュニティ組織化の方向性について検討した。また、中之島地域は農村地域が多く集落も点在し、南北に長い土地柄、防災面・交通面を考慮し、1 組織でなく複数の組織化の要望が多い。

施設は既存の中之島公民館、児童館、児童クラブ等のコミュニティ施設の有効利用を基本に考え、中之島地域性を活かしたコミュニティ施設の設置を検討した。

平成 22 年度

会議名	年月日・会場	主な議題等	参加者等
なかのしま コミュニティ検討委員 会	平成 22 年 6 月 15 日 午後 7 時～9 時 (会場 中之島公民館)	委嘱状の交付 正副委員長の互選について 中之島地域のコミュニティ組織体制 の具体的検討について	委員、市民活動推 進課課長・係長・主任、 支所長、地域振興課 職員 22 人
	平成 22 年 9 月 2 日 午後 7 時～9 時 (会場 中之島公民館)	中之島地域のコミュニティ組織体 制・施設整備の具体的検討について その他	委員、市民活動推 進課係長・主任、支所 長、地域振興課職員 21 人
	平成 22 年 12 月 2 日 午後 7 時～9 時 (会場 中之島公民館)	コミュニティ検討委員会検討結果報 告書(案)について 今後の委員会の在り方について	委員、市民活動推 進課職員、支所長、地 域振興課職員

## (2) 長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会設置要綱

### 長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会設置要綱

平成21年5月28日

長岡市告示第253号

#### (設置)

第1条 本市は、中之島地域におけるコミュニティ組織及びコミュニティセンターの設置の検討をするため、長岡市なかのしまコミュニティ検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 中之島地域におけるコミュニティ組織に関する事項
- (2) 中之島地域におけるコミュニティセンターの設置に関する事項
- (3) 中之島地域におけるコミュニティの運営に関する事項

#### (組織)

第3条 委員会は、各界各層から市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (部会)

第7条 地域コミュニティを専門的及び具体的に検討するため、委員会に部会を設けることができる。

2 部会は、委員のうちから市長が委嘱する部会委員で組織する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」とする。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、中之島支所地域振興課において処理する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。